

海外派遣プログラム報告書 (ハーグ国際私法会議アジア太平洋オフィス (香港))

大住 舞

I 概要

派遣先：ハーグ国際私法会議アジア太平洋オフィス (HAPRO)

派遣期間：2016 年 7 月 25 日～8 月 19 日

II 業務内容

1、はじめに

ハーグ国際私法会議アジア太平洋オフィス (HCCH Asia Pacific Regional Office in Hong Kong (HAPRO)) とは、ハーグ国際私法会議第 2 の支部として、アジア太平洋地域におけるハーグ条約に対する理解及び各国の加盟を促すことを目的として設立されました。そのため、当該事務所の実際の活動内容としては、条約の作成それ自体ではなく、国際会議やシンポジウム等を通じて、ハーグ条約の存在及びその意義等を広く紹介することであり、私に任された業務も、当該活動内容に関連するものでした。具体的には、昨年日本の中央大学で開催されたハーグ証券条約に関する会議の e-book の作成や、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」について、日本が採用している仲裁制度及び執行手続きが有する問題点に関するリサーチ及びレポートの作成を行いました。



2、HCCH Asia Pacific Week 2016 Tokyo で行われたハーグ証券条約に関するシンポジウムについての e-book の作成

インターンを開始して最初の業務は、昨年度東京で行われた、HCCH Asia Pacific Week 2016 でのハーグ証券条約に関するシンポジウムについて、会議の内容をまとめた e-book を作成することでした。当該シンポジウムは、ハーグ国際私法会議の代表であるクリストフ・ベルナスコーニ氏や、各国の教授陣がハーグ証券条約に関連するトピックについて講演を行い、当該講演についてそれぞれ質疑応答を設け、参加者とディスカッションを行うことで、ハーグ証券条約についての理解を深めることを目的として行われました。当該講演内容及び質疑応答の内容は全て録音されており、私の業務は、当該録音の内容を聞き取った上で、それを正確に書き取り、翻訳し、オリジナルと翻訳を双方掲載した、当該シンポジウムの e-book を作成することでした。当該 e-book は、ハーグ証券条約について参考資料を求める日本人のために公開されることから、作成に際しては、オリジナルの内容が日本語で行われている場合は英語に翻訳し、英語で行われているものは日本語に翻訳する必要がありました。当該業務の難しさとしては、英語を正確に聞き取って、書き下すことだけでなく、その内容を正確に理解することであり、特に、私はこれまでハーグ証券条約についてきちんと学ぶ機会がなかったため、その内容を理解するために、音源を何度も聞き直し、繰り返し文章を素読することで、文章の流れ、趣旨

を理解する必要がありました。また、当該 e-book はハーグ証券条約の玄人を対象としたものではなく、当該条約に初めて触れる人が参考資料として読むことが想定されていたことから、単に英語を日本語に置き換えるのではなく、自分の中で内容を咀嚼してわかりやすく訳すように配慮しました。

3、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律について日本の執行手続き及び仲裁制度についてのリサーチ及びペーパーの作成

近年、日本は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約について批准し、その実施法として上記の法律が作成されました。そのため、日本の実施法についての関心はハーグ国際私法会議内でも非常に高く、その関連から上記リサーチ及びペーパーの作成を任されることとなりました。特に、執行手続き仲裁制度については、昨年度開催された当該条約のシンポジウムを受けて、事務所の代表が特に知りたいと感じていた点だということで、代表から指示を受け、その概要や問題点等を簡潔にまとめた資料を作成することになりました。実際、ペーパーの作成のために、インターネットで上記内容について検索すると、外務省や弁護士会が正式に作成した資料の中でも、英語で検索可能なものはほんの一部しかなく、日本語の資料にのみ重要な情報が記載されていることもあったため、日本語を母国語とする私だからこそできた仕事であったと感じています。

ペーパーの作成後は、事務所の代表及びそのリーガルアドバイザーの方とディスカッションをし、修正点改善点等を話し合った上で、本部に提出する最終的な資料を作成しました。

III レポート

1、事務所での滞在について

業務内容について、事務所の代表から直々に指示を受けていることからわかる通り、当該事務所は数人で構成された小規模なものであり、「国際機関」という名前から受ける印象とは、少し異なる印象を受ける場所でした。

しかし、一方で、小規模であるからこそ、其々のスタッフの方々と交流する機会をたくさん持つことができました。例えば、ある事務所の方は、香港のお土産を買う場所がわからないというので、実際に地元のお勧めのお店に連れて行ってくれ、事務所の代表である Poon 氏は、香港ならではのローカルなレストランで farewell lunch をセッティングしてくださいました。また、当該事務所は各国から定期的にインターン生を受け入れていることから、他のインターン生とも非常に良い関係を築くことができました。私の滞在中は、韓国や日本のロースクール生がインターン生として滞在しており、たとえ国が違っても、同じロースクール生ということでもとても仲良くなり、毎日一緒にランチに行ったり、帰国前は一緒にディナーをしたりと、帰国後も継続的に連絡を取り合う仲になることができました。

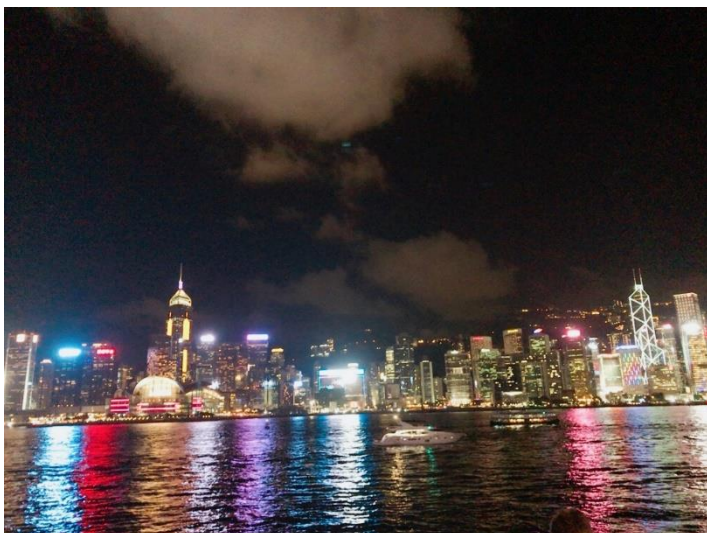
また、当該事務所は、アジア太平洋地域に根づいた活動をしていることから、日本に関するレポートの作成等、日本の法律の知識を活かした仕事をするのが可能であり、その点が日本のロースクール生にとってインターンを行う大きな利点になると感じました。当該事務所は国際機関でありながら、その滞在期間を2ヶ月ではなく1カ月程度という短い期間に設定しています。未だ何の資格も有しない学生が、たった1カ月で全く新しいことを学びつつ仕事を行うことは非常に困難です。しかし、当該事務所は日本に関するレポートの作成等、日本の法律の知識を活かした仕事をするのが可能であることから、司法試験受験後資格獲得前という時期に、インターンをさせていただくには、非常に適した場所であると感じました。

2、英語について

当該事務所は、英語を純粋な母国語とする人々がいなかったこと（英語は、香港の公用語の一つですが、香港人通しのコミュニケーションは、主に広東語で行われていました。）、話す英語のスピードが極端に早いというわけではなかったことから、会話のスピードが追いつかない、コミュニケー

ションが全く取れない、という状態には陥りませんでした。しかし、通常の日常会話ではなく、業務に関する詳しい話、例えば日本の条約の実施法に関する執行手続きについてディスカッションをした際は、事柄が非常に複雑で難解であることもあり、自分の英語力不足を痛感しました。また、私の他に滞在していたインターン生を見ると、各々、貴国子女であったり、外資系企業での海外勤務を経験していたりと、長期の海外経験を有する人が多かったため、日常会話の中でも、英語面での自分の未熟さを痛感する機会も多くありました。

3、香港での滞在について



香港は、イギリス統治時代の名残が色濃く残っている場所であり、公共交通機関はイギリス式のもが多く、パスポートや話す言語も中国本土とは異なる場所でした。そのため、香港の人々は中国本土と香港を全く異なるものとして話すことが多く、事務所に滞在している際もそのことを強く感じる機会が多々ありました。現に、事務所には、香港人のスタッフだけでなく、中国本土から来た中国人のスタッフもいて、彼らは中国を **Main land** と呼び、香港との違いを話すことが多くありました。

もっとも、ローカルな店を覗くと、店構えの様子等は中国的な要素が多々あり、スーパーをのぞくと、近隣諸国、特に日本の食材食品が数多く並んでおり、食文化につ

いては、イギリスだけではなく、アジア近隣諸国の影響を色濃く受けていると感じました。一方で、狭い土地に高いビルが数多く並び、ネオン街が煌めくといった、香港ならではの風景を感じることも多くありました。

このように、香港は、英国だけではなく、アジア近隣諸国及び中国本土の影響も多く受けた上で独自の文化が形成されており、その点が非常に魅力的かつ興味深く感じました。

4、まとめ

私はこれまで、長期間の海外居住を経験したことがなかったため、海外での初めての一人暮らし、そして国際機関でのインターンシップを無事に乗り切ることができるかが、非常に不安でした。しかし、訪問先である香港支部の皆様は、非常に親切であり、適切な仕事を回していただいたおかげで無事に一ヶ月乗り切れたと感じています。もちろん、自分から積極的に何かを求めたり、質問したりしない限り、事務所の方から一方的に情報が提供されることはなかったのですが、必要なことを必要なだけ教えてくれ、時には世間話を楽しんでもくれるという環境は、自分にとっては非常に過ごしやすいものでした。

今回、当該事務所に滞在した1か月間で、もっとも印象的だった会話があります。香港支部では、毎月のように、各国からインターン生を受け入れているのですが、その規模に比して、どうしてそのように多くのインターン生を受け入れるのか、インターン生を多く受け入れることに対して、事務所側にどのような意図があるのか、疑問に思っ事務所スタッフの方に聞いてみたことがありました。すると、「インターン生が法曹になった後にもつながりを有することで、アジア太平洋地域におけるハーグ国際私法会議への理解を促進しやすくなるから」という答えが返ってきました。これは、当該インターンが、単なる学生の一時的なお試し期間というものではなく、今後自分が法曹の一員として暮らしていく上で、何らかの意義を有してくることを感じさせる答えでした。この1か月間、短いながら、条約の普及に事務所がどれほど尽力しているか、どのような思いで条約が作られているか等、業務を通じて少なからず感じることができました。この経験を生かして、今後法曹として精進してまいりたいと思います。

最後になりましたが、私が様々な仕事を任せただけのも、インターン生として受け入れてただけのも、東京大学のバックアップがあつて、初めて成り立ったものであると感じています。そ

れに加えて、一ヶ月間、安全な場所で、資金面で大きな苦勞をせず、業務に集中して生活をする
ことができたのは、援助をしてくださっていた企業の方々のおかげです。私の他に來ていたインターン生
の中で、学校及び企業の方々からここまで様々な援助をしてもらっている学生はいなく、そのことも
あり、自分が非常に幸運であることを日々感じていました。

選考してくださった先生方、各企業の方々に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。